

相模原市地域防災計画の修正（案）の概要について

1 修正の背景及び目的

相模原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に基づき、相模原市防災会議が作成する計画であり、市域の災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的としています。

今回の修正は、熊本地震等の過去の災害の経験や教訓を踏まえ、国や県の最新の知見などを基にした本市での取組、近年に行われた法令改正、国や県の防災計画修正内容及び本市で新たに導入した取組を反映するもので、災害対策の充実及び効果的な防災体制の構築を目指しています。

2 主な修正点

[]内は、新旧対照表の該当ページを示しています。

(1) 熊本地震等の過去の災害の教訓を反映した修正

ア ペット対策 [77、86、162、171 ページ]

避難所において、動物アレルギーの避難者や動物が苦手な避難者とペット同行避難者の間のトラブル等が課題となったことから、ペット用の食料、水、ケージ等を持参するよう指導することや、居住区画とは離れた場所にペット区画を設置し、ケージやリードを使用して飼育することを記載しました。

イ 車中泊等避難者への対応 [77、163 ページ]

熊本地震の際には、本震後に多発した地震活動への不安やプライバシー確保の観点から、車中泊等を選択する被災者が多数見られ、エコノミークラス症候群の健康被害が問題化しました。

そのため、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者に対しては、避難所で在宅避難者名簿に登録を行うよう周知し、登録者には生活関連物資の配布など、生活環境の整備を行うことなどを記載しました。

また、エコノミークラス症候群の健康被害の対策として車中泊等避難者に対し、健康管理に係る注意喚起をすることを記載しました。

ウ トイレ対策 [84、85 ページ]

上下水道等が被災しトイレが使用できない事態が生じ、避難所のトイレ不足の問題や要配慮者のトイレの使用においてトラブルが発生したことから、次の対策を記載しました。

- ・市民及び企業に対し、携帯トイレ等の備蓄を普及啓発すること。
- ・公共下水道等が被災した場合は、早期復旧を図るとともに、当該地域のトイレの使用制限並びにトイレが使用可能な避難所及び公共施設の案内を行うこと。
- ・避難所に仮設トイレ等を設置する際は、男女別や車椅子利用者の使用並びに女性及びこどもの安全面に配慮すること。

エ 義援品の受付 [105、190 ページ]

過去の災害の教訓から、個人等から寄せられる義援品は、仕分け等に過大な時間を要し、災害対応の迅速性に影響することから、原則として受け付けないこととし、災害時には、その旨を市ホームページ等を活用して広く周知することを記載しました。

(2) 法令改正等を踏まえた修正

ア 高圧ガス保安法の改正によるもの [16、17、197、198 ページ]

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の改正による県からの権限移譲(平成30年4月1日)に伴い、市が行う災害予防について記載しました。また、高圧ガスに起因する災害が発生した場合の情報収集・連絡体制も併せて記載しました。

イ 火薬類取締法の改正によるもの [16、17、197、199 ページ]

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の改正による県からの権限移譲(平成29年4月1日)に伴い、市が行う災害予防について記載しました。また、火薬に起因する災害が発生した場合の情報収集・連絡体制も併せて記載しました。

ウ 水防法の改正等によるもの [19、127 ページ]

水防法(昭和24年法律第193号)の改正等に伴い、次の内容を記載しました。

- ・浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画の「資料編」に定めること。
- ・定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成し訓練を実施すること。
- ・浸水想定区域内にある大規模な工場等における対策
- ・市が対象施設へ行う災害情報の伝達方法

エ 土砂災害防止法の改正によるもの [21、22、124 ページ]

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の改正に伴い、次の内容を記載しました。

- ・土砂災害警戒区域等の区域内に存在する要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画の「資料編」に定めること。
- ・定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成し訓練を実施すること。
- ・市が対象施設へ行う災害情報の伝達方法

オ 避難場所等に係る記載の整理 [26-28、159-163 ページ]

災害対策基本法の規定を踏まえ、本市の避難場所等に係る記載を災害種別に応じて整理しました。また、風水害時の一時的な避難先である「風水害時避難場所」の役割を記載し、被害が長期化した場合の生活の場となる「避難所」との相違を記載しました。

(3) その他本市の取組を反映した修正

ア 警防本部システム [24、25 ページ]

大規模災害時には、119番通報が多数入電することが予想されることから、災害対応を行う部隊の選定を効率的かつ効果的に行うため、警防本部システムを導入し、同システムを使用した災害対応を行うことについて記載しました。

イ 被災者台帳の整備 [105、106、190、191 ページ]

大規模災害時には、住家等の被害状況や義援金の支給など被災者支援のための情報を一元化する必要があることから、被災者台帳を整備し、この台帳の運用については被災者支援システムを活用することを併せて記載しました。

3 今後のスケジュール

平成30年3月15日	パブリックコメント(意見募集)の実施
~平成30年4月13日	
5月	地域防災計画(修正版)の作成

